岩手県告示第430号

岩手県補助金交付規則第1条に規定する相当の反対給付を受けない補助金以外の給付金で別に定めるもの(平成31年岩手県告示 第267号)の一部を次のように改正する。

令和2年7月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後		
	組織	給付金		組織	給付金	
	[略]			[略]		
	商工労働観光部	地域なりわい再生緊急対策交付金		商工労働観光部	地域なりわい再生緊急対策交付金	
					観光宿泊施設経営継続支援交付金	
	[略]	•		[略]		
備	備考 改正部分は、下線の部分である。					